

# より良いまちづくりへの活動を支援します

【事業の概要】市民活動団体と市が協力し、地域の特色を生かす公益的な活動や地域のさまざまな課題を効果的に解決する事業を支援します(事業の実施は平成28年度となります)。

型Ⅱ市内で活動する団体が行う公益的な事業②パートナーシップ型Ⅱ団体と市の役割分担を明確にするパートナーシップ協定を締結して行う事業

継続的に行う任意の団体、特定非営利活動法人②パートナーシップ型Ⅱ市民活動団体、コミュニティ(行政区、自治会、地区コミュニティ組織)で、次に掲げる全ての要件に該当する団体です。

【事業の区分】①まちづくり

【対象資格】①まちづくり型Ⅱ市民活動団体(市民活動を

▼市内に活動の拠点がある▼

## ■補助金の交付対象経費、対象とならない経費

項目	交付対象経費	対象とならない経費
報償費	(1)研修会の講師などへの謝金 (2)調査および研究のための報償費	会員や参加者の人件費(謝金、日当)
旅費	(1)講師などの招聘や活動に要する交通費 (2)事業実施に伴う研修費	会員の市内外への交通費(日当を含む)
需用費	(1)消耗品(事務用品など) (2)印刷製本費(資料、チラシなどの作成経費) (3)光熱水費(施設利用などに伴う実費相当分) (4)燃料費(ガソリンなど実費相当分) (5)食糧費(事業に伴う会議のお茶代および講師への弁当相当分)	(1)会員や参加者の食事代 (2)光熱水費(団体事務所などに係るもの)
役務費	(1)通信運搬費(郵送料、切手代など) (2)保険料(機材などの保険料)	私用の電話料など
委託料	一部事務の委託(団体が実施困難なものに限る)	事業の全部を他団体などへ委託した場合の委託料(一括委託は認めない)
使用料賃借料	会場使用料、レンタル機材などの借上料	(1)会員所有の車両および機材の借り上げ料 (2)団体所有の建物の家賃
原材料費	工事材料費(U字溝、砂利、セメント、木材など)、加工用原材料費(原木など)	—
工事請負費	—	事業の全部を他団体などへ委託した場合の工事請負費
その他	研修会、講習会などの受講料	(1)団体の運営に係る経費(事務局経費) (2)備品購入費(団体の資産になるもの) (3)領収書などで、事業実施団体が支払ったことを明確に確認することができない経費

構成員が5人以上である▼運営や組織に関する規約または会則を定めている▼政治活動、宗教活動または営利を目的としない

【交付対象事業】①地域の特性を生かした個性的なまちづくりを推進する事業②安全・安心なまちづくりを推進する事業③地域の課題解決のため、早急な対応が必要と認められる事業④その他、市長が必要と認める事業

【補助金および補助率】①まちづくり型Ⅱ単年度を原則として100万円を上限に補助。補助率は10分の9以内。②パートナーシップ型Ⅱ単年度を原則として100万円を上限に補助。補助率は10分の10以内。

【事業の決定】審査会(11月開催予定)の審査および検討を経て、補助金を交付することが適当であると認められる事業を決定します。

【申込期限】9月25日(金)

【申し込み・問い合わせ】企画部市民活動支援課(市民協働推進係) ☎0220(22)2173

※申し込みの際は、事前にご相談ください。

NPO法人の事務窓口が変わります

4月1日から、市内のみに事務所を置くNPO法人(特定非営利活動法人)設立認証などの窓口が県から市に移譲され、市民活動支援課で業務を取り扱います。

ただし、複数の市町村に事務所を置くNPO法人(本市を含む)の窓口は、これまでどおり県となりますので、ご注意ください。

【主な取り扱い業務】

- ▼NPO法人設立の認証申請
- ▼公告および縦覧
- ▼設立登記完了の届け出の受理
- ▼定款変更の認証申請
- ▼役員変更など変更届の受理
- ▼事業報告書などの受理および閲覧
- ▼解散届出書の受理
- ▼合併の認証申請など

【問い合わせ】企画部市民活動支援課(市民協働推進係)

☎0220(22)2173

※NPO法人などの設立および運営などに関するご相談は「こめ市民活動プラザ」で随時受け付けていますので、ご利用ください。

▼とめ市民活動プラザ ☎0220(44)4167

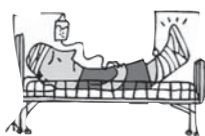
ご存じですか？

# 市民活動総合補償制度

## 【市民活動総合補償制度とは】

市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるよう、市では市民活動総合補償制度を設けています。この補償制度は、自治会や市民活動団体、その他市民活動をしている人が、無報酬で行う公益的な活動中にけがをした場合や、誤って第三者を負傷させた場合などの不慮の事故を救済するためのものです。

保険料は、市が負担し保険会社と契約します。皆さんが事前に加入や登録の手続きをする必要はありません。



## 【補償制度対象となる主な活動】

市民活動の区分	具体例
1 社会教育活動	自治会活動(役員会・総会を含む)、清掃活動、河川・道路愛護活動、防犯・防火活動、婦人会活動、除雪ボランティアなど
2 社会福祉・社会奉仕活動	
3 青少年健全育成活動	
4 市主催事業などへの参加・手伝い	
5 地域社会活動	※対象となる活動を行うための会議や準備活動、また、活動の場所から住所地までの往復の移動中も含まれます

## 補償の対象とならない主な活動

宗教・政治・営利を目的とした活動、学校などの行事、銃器を使用する有害鳥獣駆除活動、趣味などを目的としたスポーツや文化活動、自動車事故など

## 【事故が発生したら】

事故発生から30日以内に最寄りの総合支所市民課(市が実施した事業での事故は事業担当課)へ、事故報告書に活動の概要を把握できる資料(通知文、お知らせなど)を添えて申請してください。

## ■賠償責任補償

(第三者の身体・財物に損害を与え、法律上の賠償責任をかぶる場合)

区分	補償金支払限度額	免責金額
身体賠償	1人につき 6千万円 1事故につき 2億円	1事故につき 1万円(事故負担額)
財物賠償	1事故につき 100万円	

※補償の対象とならない主なものは交通事故などの車両によるもの、同居の親族に対するものなど

## ■傷害補償

(活動中の事故で負傷もしくは熱中症などを発症し、通院した場合)

区分	補償金支払限度額
死亡補償	1人につき 300万円
後遺障害補償	1人につき 9万~300万円(後遺障害の程度による)
入院補償	1日につき 3千円(180日を限度)
通院補償	1日につき 2千円(90日を限度)

※補償の対象とならない主なものは自覚症状がわからないむち打ち症や腰痛、脳心疾患・疾病(熱中症、日射病、細菌性食中毒を除く)など

【問い合わせ】企画部市民活動支援課(市民協働推進係) ☎0220(22)2173 ☎0220(22)9164

# 警察資料館の「火の見櫓」

## 県指定有形文化財の附(つけたり)指定に

本年1月22日に開かれた県文化財保護審議会は、登米町の旧登米警察署庁舎(警察資料館)の敷地内にある「火の見櫓」を、既に県指定有形文化財に指定されている旧登米警察署庁舎の一部として「附指定」とするよう答申。

2月13日の県教育委員会定例会での決定を経て、2月24日付で指定告示されました。

今回、附指定された「火の見櫓」は鉄骨造で、今から89

年前の大正15年8月に建設されました。警察署は昭和21年まで警察行政と消防行政を管轄していて、当時の消防が警察行政と一体となっていたことを現代に伝える貴重な建造物です。

※旧登米警察署庁舎 附棟札(昭和63年8月26日県指定)

【問い合わせ】教育委員会生涯学習課(文化振興・文化財保護係)

☎0220(34)2698



【旧登米警察署庁舎と火の見櫓】  
防空演習の様(昭和13年9月15日撮影)  
(登米町九日町 河内国雄氏 提供)